

2011年1月21日

弁護士 松坂英明 先生

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡 村



先生からの平成22年12月9日付ご意見に対して、意見を述べさせていただきます。

記

先生は、弁護士の行為が法令や弁護士職務規程に違反しない場合は、弁護士会は指導監督できないとのご意見のようです。

弁護士職務規程には、第4章に刑事弁護における規律と題する規定はあります。が、被害者参加弁護士に関する規律の規定はおかれていません。

そうなりますと、法テラスが弁護士を指導することは、問題がないことになるのではないかでしょうか。

他の規律についても、実際上、弁護士登録後の弁護士会の指導教育は、所属弁護士事務所、会社法務部等が行っており、弁護士会は殆ど行っておりません。

法テラスが被害者参加弁護士の研修を行うことは、先生のご見解によつても、何ら弁護士法に触れるものではないという結論になります。

私が先生にご質問したのは、このような小さな問題ではなく、弁護士自治の本質論でしたが、議論はこれに至らないままに終わったことを残念に思います。

厳寒の候、先生のご健勝をお祈り申し上げます。